

【第6号議案】

理事・監事選挙規則の全面改正

2008年8月2日制定、2012年6月1日及び2017年9月2日に改正施行した「日本司法福祉学会理事・監事選挙規則」、2008年8月2日制定、2012年6月1日に改正施行した「日本司法福祉学会理事・監事選挙細則」は廃止する。

新たに、以下のとおり「日本司法福祉学会理事・監事選挙規則」の制定を提案する。

日本司法福祉学会理事・監事選挙規則

第1条 【役員の数】

理事の数は15名、監事の数2名とする。

第2条 【選任】

理事・監事は会員の投票によって選出する。

第3条 【役員選挙の時期及び役員の任期】

1. 理事・監事選挙は、3年ごと、選挙を行う年度の4月1日から6月30日の間に行う。
2. 当選理事・監事の任期は選挙を行った年度の総会終了後から次の選挙を行った年度の総会終了までとする。

第4条 【選挙権・被選挙権】

1. 名誉会員は被選挙権を有しない。
2. 2期連続して理事・監事であった会員は被選挙権を有しない。但し、2期連続後1期以上理事・監事でない期間を経た者はその限りでない。
3. 選挙の行われる年度の入会者は選挙権、被選挙権とも有しない

第5条 【選挙管理委員会】

1. 選挙を行う年の1月10日に選挙管理委員会を構成する。
2. 選挙管理委員は被選挙権のない会員3名とし理事会が選任する。
3. 選挙管理委員のうち1名を互選により選挙管理委員長とする。
4. 選挙管理委員会の役割は次のとおりとする。
 - (1) 選挙実施の公示
 - (2) 理事・監事の候補者の立候補、推薦の受付
 - (3) 投票方法についての会員への周知
 - (4) 投票の管理
 - (5) 開票結果の会員への通知

第6条 【投票の方法】

1. 投票は書面または電磁的方法により、投票者の投票内容の秘密が守られる方法による。
2. 理事の被選挙人は立候補者、及び理事会または2名以上の会員の推薦を受けた者、監事の被選挙人は立候補者、及び2名以上の会員の推薦を受けた者とする。

3. 被選挙人が定足数か定足数に満たないときは信任投票により過半数の信任を得た者を、被選挙人が定足数を超えた場合は投票数の多い者を、当選とする。

第7条 【会長及び事務局長の選任】

会長及び事務局長は、当選した理事の互選とする。

附則

本規則は、2021年1月1日に施行する。

〔改正の理由〕

1. 今までの理事・監事の選挙は、全国大会開催中、参加した選挙権を有する会員の直接投票によって実施していた。全国大会参加者が固定化する中で、全国大会に参加しない会員にも選挙権を保障する必要がある。
2. コロナウィルス流行により、役員改選期である2021年度の全国大会の実施が危ぶまれる現状にある。現在の理事・監事選挙規則及び理事・監事選挙細則の規定では、全国大会が未開催の場合、選挙の実施ができない。この時点で、このような新しい状況に対応できる郵送または電磁的方法による選挙方法を提案する。

*改正前の理事・監事選挙規則及び理事・監事選挙細則

第1条

理事の数は15名、監事の数は2名とする。

第2条

- 1 前条の理事のうち10名は、会員の投票によって選出する。
- 2 その他の理事は、前項の選挙による当選人の協議によって選出する。
- 3 監事2名は、会員の投票によって選出する。

第3条

- 1 理事・監事の選挙は、3年ごと、研究大会の機会に、開催地において行う。
- 2 理事の選挙は、10名連記、監事の選挙は2名連記の、いずれも無記名投票によって行う。

第4条

- 1 理事の当選人は、単純得票順に上位10名とする。
- 2 監事の当選人は、理事当選者以外の中から、単純得票順に上位2名とする。
- 3 理事・監事とも、得票が同数のときは、会員歴の古い者を当選者とし、会員歴が同等の場合は、生年月日の古い者を当選者とする。

第5条

名誉会員、2期連続して理事又は監事であった会員及び細則で定める選挙資格のない会員は、被選挙権を持たないものとする。

第6条

会長は、第2条第1項の選挙による当選人の投票によって選出する。

第7条

- 1 理事に欠員が生じたときは、第2条第1項、第2項いずれで選出された理事の後任であっても、理事会において補充する。
- 2 監事に欠員が生じたときは、理事会において補充する。

附則

- 1 第1回選挙は、2009年の研究大会時に行い、研究大会終了の翌日から新理事会が発足するものとする。
- 2 第5条適用の開始時期は、第1回選挙のときとする。
- 3 2008年8月2日制定。

附則

- 1 本規則は、2012年6月1日に改正施行する。

附則

- 1 本規則は、2017年9月2日に改正施行する。

日本司法福祉学会理事・監事選挙細則

第1条

- 1 3名からなる選挙管理委員会を作る。
- 2 委員は、理事会において選出する。
- 3 選挙管理委員会は、投票を公示し、投票を管理し、開票し、当選人を会員に対して公示する。

第2条

有権者資格は、下記の条件をすべて満たす会員に限定する。

- (1) 選挙の行われる年の6月末時点で会員であること。
- (2) 選挙当日、研究大会に出席していること。
- (3) 前会計年度までに加入し、入会金及び前年度までの会費を納入していること。

第3条

選挙の行われる年の研究大会において、有選挙資格の会員名簿を出席会員に配布する。

附則

- 1 2008年8月2日制定。

附則

- 2 本細則は、2012年6月1日に改正施行する。